

## 役員、評議員報酬等基準の承認について

役員、評議員報酬等は定款に定めるとおり支給しない旨、次のとおり定める。

(報酬について)

- 1 定款第8条及び定款第21条により、理事、監事及び評議員の報酬は支給しない。
- 2 法人及び事業所主催の会議等に参加した場合は、費用弁償として一律5,000円を支給するものとする。
- 3 評議員選任・解任委員会の委員（監事・外部委員）についても同様とする。
- 4 理事においての当該施設の管理者および評議員選任・解任委員会においての当該法人の職員には適用しないものとする。

平成29年6月14日 報告

平成29年6月14日 承認

社会福祉法人 松寿会  
理事長 小松 栄一